

自転車利用 共通ルール（案）

【基本方針】

- 歩行者、自転車、自動車が安全で安心して共存できる道路環境を目指します。

～ルール策定の方向性～

- 自転車、歩行者が通行すべき空間の明確化を前提にしながら、それぞれの通行ルールに関する意識を向上させます。

● 利用者のルール

※道路交通法に則り作成

< ルール >

【自転車】

○ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

- 自転車は、歩道を通行中、常に歩行者優先です （歩行者の保護）
- 速度が速い（徐行しない）自転車は、車道の左側端に寄って通行しましょう （車道走行の原則）
- 自転車は、自転車の走行空間（ブルー系の舗装、標識のある道路）を通行しましょう
- 自転車同士は、お互い向かって左側をすれ違いましょう
- 駅周辺等で歩行者交通量が多い場合、自転車は押して歩きましょう （押しチャリ(仮称)）

【歩行者】

- 歩行者は、自転車の走行空間（ブルー系の舗装、標識のある道路）を避けて通行しましょう

【自動車（自動車ドライバーに理解してもらいたいルール）】

- 自転車は車道通行が原則です。車道を通行する自転車の安全に十分配慮しましょう

● 作る側のルール（試行）

< ルール >

○ シンボルカラーの統一

	自転車が通行する空間、サイン	ブルー系
	歩行者が通行する空間、サイン	ブラウン系
	歩行者、自転車が混在する空間、サイン	グリーン系

○ サインの統一

- ・色はシンボルカラーに統一します。

【路面標示】

	自転車マークA	自転車マークB	歩行者マークA	歩行者マークB	歩行者優先マークA	歩行者優先マークB
イメージ						
方向性	なし	矢印で表現（片方向）	なし	なし	なし	なし

【頭上のサイン】

自転車マーク	歩行者マーク

○ 歩行者、自転車の通行位置の明示

【分離された自転車走行空間】

- ・自転車走行空間の舗装はブルー系を用います。
（一部を着色する等）

【一般部（分離されていない自転車走行空間）】

- ・地域で統一した自転車、歩行者等のサインを用います。
幅員が狭い道路の路側帯の舗装やサインには、グリーン系を用います。

- ・駅周辺等で歩行者交通量が多い場合は、自転車を押して歩く（押しチャリ(仮称)）のサインを設置します。

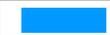


作る側のルールについて

■シンボルカラーの統一

- ・自転車、歩行者のシンボルカラーを地域で統一します。
- ・自転車が通行する空間（サイン）のシンボルカラーはブルー系、歩行者の通行する空間（サイン）はブラウン系、歩行者・自転車が混在する空間はグリーン系を uses。

◇シンボルカラー

	自転車が通行する空間、サイン	ブルー系
	歩行者が通行する空間、サイン	ブラウン系
	歩行者、自転車が混在する空間、サイン	グリーン系

■サインの統一

○路面標示

- 色 : シンボルカラーに統一します
 形状 : 絵文字を統一します
 位置 : 原則、交差点部および起終点に設置します

	自転車マークA	自転車マークB	歩行者マークA	歩行者マークB	歩行者優先マークA	歩行者優先マークB
イメージ						
方向性	なし	矢印で表現（片方向）	なし	なし	なし	なし

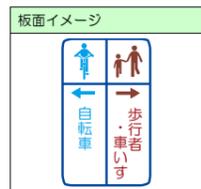
○頭上のサイン

- 色 : シンボルカラーに統一します
 形状 : 絵文字を統一します
 位置 : 原則、交差点部および起終点に設置します



○補助サイン

- 色 : シンボルカラーに統一します
 位置 : 自転車走行空間の起終点などに設置します



○注意喚起サイン

- 色 : ブルー系の文字とし、重要ポイントは赤文字で強調
 位置 : 事故多発箇所など

板面イメージ1	板面イメージ2	板面イメージ3
		

～具体的な整備手法～

■路面標示の設置箇所

区分	自転車マークA	自転車マークB	歩行者マークA	歩行者マークB	歩行者優先マークA	歩行者優先マークB
						
【視覚的、構造的に分離された自転車走行空間がある道路】						
車道・自転車道・歩道	○ (自転車道)	○ (自転車道)	○ (歩道)	○ (歩道)	—	—
車道（自転車レーン）・歩道	—	○ (車道：自転車レーン)	○ (歩道)	○ (歩道)	—	—
車道・歩道（自転車通行可、通行指定あり）	○ (歩道：自転車通行位置)	—	○ (歩道：歩行者通行位置)	○ (歩道：歩行者通行位置)	—	—
【一般部（分離された自転車走行空間がない）道路】						
車道・歩道（自転車通行可、通行指定なし）	○ (歩道)	—	○ (歩道)	○ (歩道)	—	—
車道・歩道	—	—	○ (歩道)	○ (歩道)	—	—
車道・路側帯（歩道なし）	—	—	—	—	○ (路側帯)	○ (路側帯)

※用語説明（道路交通法に則り作成）

車道 : 車両が通行する部分

自転車道 : 自転車の通行のため構造的に区画された車道の部分

歩道 : 歩行者の通行のため構造的に区画された部分

標識等により「自転車通行可」と指定されているときなど自転車は歩道を通行できる（歩行者優先）

自転車レーン : 車道上の車両通行帯のうち、標識等により「自転車専用」と指定された部分

路側帯 : 歩行者の通行のために、歩道の設けられていない道路などの路端（民地）寄りに設けられた帯状の部分

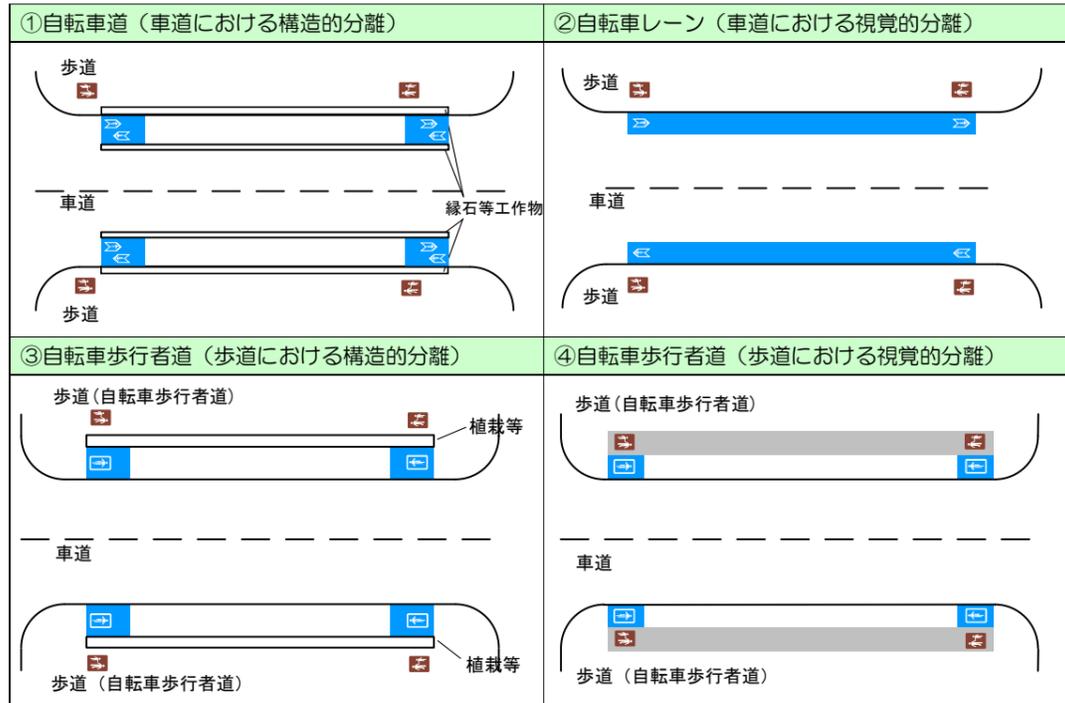
作る側のルールについて

■歩行者、自転車の通行位置の明示

【分離された自転車走行空間】

- ・自転車走行空間の舗装はブルー系を用います（一部を着色する等）。

◇整備イメージ



【一般部（分離されていない自転車走行空間）】

- ・地域で統一した自転車、歩行者等のサインを用います。

◇整備イメージ



- ・駅周辺等で歩行者交通量が多い場合は、自転車を押し歩く（押しチャリ(仮称)）のサインを設置します。

◇サインのイメージ



■通行位置の案内標示

通行位置を表示する頭上のサインや補助的に設置するサインも統一します。

【頭上のサイン】

- ・遠くから通行位置がわかるように頭上のサインを設置します。

◇整備のイメージ



【補助サイン】

- ・補助サインには、自転車、歩行者、車いすなどの区分を記載し、混在を防止します。

◇整備のイメージ



【注意喚起のサイン】

- ・注意喚起のサインを設置し、歩行者優先など「利用者のルール」を周知します。

◇整備のイメージ

